

放射線審議会委員の任命

令和6年2月14日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、放射線審議会委員の任命の決定について付議するものである。

2. 放射線審議会委員の任命（決定）

別添のとおり、放射線審議会委員の任命について、決定いただきたい。

<別添、別紙、参考>

- 別添 放射線審議会委員の任命（案）
- 別紙 令和6年4月4日付け任命の放射線審議会委員（案）
- 参考1 令和6年4月4日以降の放射線審議会の構成（案）
- 参考2 放射線障害防止の技術的基準に関する法律
- 参考3 放射線審議会令
- 参考4 原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について
- 参考5 最近の放射線審議会の答申及び意見具申
- 参考6 令和5年度（令和6年2月14日時点）の放射線審議会の開催状況
- 参考7 放射線審議会とは

別添

放射線審議会委員の任命（案）

令和6年2月14日
原子力規制委員会

放射線障害防止の技術的基準に関する法律第7条第2項の規定に基づき、令和6年4月4日付けで、別紙のとおり放射線審議会委員を任命する。

令和6年4月4日付け任命の放射線審議会委員（案）

氏名	主たる 専門分野	所属 (令和6年2月14日時点)	
い いもと たけし 飯本 武志	放射線防護 放射線計測 線量評価	国立大学法人 東京大学 環境安全本部 教授	新任
い し い てつろう 石井 哲朗	加速器安全 放射線計測 原子核物理	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 J-PARC センター 主任研究員	再任
お お い し わ か 大石 和佳	放射線影響	公益財団法人 放射線影響研究所 臨床研究部長	新任
お お の か ず こ 大野 和子	放射線医学	学校法人島津学園 京都医療科学大学 医療科学部 放射線技術学科 教授	再任
く り は ら お さ む 栗原 治	放射線防護 線量評価	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 量子生命・医学部門 放射線医学研究所 計測・線量評価部長	新任

<p>たかた あやこ 高田 礼子</p>	<p>予防医学 社会医学 衛生学</p>	<p>学校法人 聖マリアンナ医科大学 予防医学教室 主任教授</p>	<p>再任</p>
<p>たかだ ちえ 高田 千恵</p>	<p>放射線管理 被ばく線量測定評価</p>	<p>国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 核燃料・バックエンド研究開発部門 核燃料サイクル工学研究所 放射線管理部長</p>	<p>再任</p>
<p>たにがわ こういち 谷川 攻一</p>	<p>救急医学 災害医学 緊急被ばく医療</p>	<p>福島県ふたば医療センター センター長・附属病院長 公立大学法人 福島県立医科大学 特任教授 国立大学法人 広島大学 名誉教授</p>	<p>再任</p>
<p>なかむら のぶたか 中村 伸貴</p>	<p>RI・放射性医薬品の利用 放射性物質の輸送</p>	<p>公益社団法人 日本アイソトープ協会 医薬品部 上級専門職</p>	<p>再任</p>
<p>ほその まこと 細野 眞</p>	<p>腫瘍核医学 核医学 放射線医学 放射線防護</p>	<p>学校法人 近畿大学 医学部 放射線医学教室 教授</p>	<p>再任</p>

令和 6 年 4 月 4 日以降の放射線審議会の構成（案）

新任（○）、再任（●）：令和 8 年 4 月 3 日 任期満了
無印：令和 7 年 6 月 14 日 任期満了

- | | |
|--------|---|
| ○飯本 武志 | 国立大学法人 東京大学
環境安全本部 教授 |
| ●石井 哲朗 | 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
J-PARC センター 主任研究員 |
| ○大石 和佳 | 公益財団法人 放射線影響研究所
臨床研究部長 |
| ●大野 和子 | 学校法人島津学園 京都医療科学大学
医療科学部 放射線技術学科 教授 |
| 甲斐 倫明 | 学校法人文理学園 日本文理大学
保健医療学部 教授 |
| 岸本 充生 | 国立大学法人 大阪大学
データビリティフロンティア機構 教授
社会技術共創研究センター長 |
| ○栗原 治 | 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
量子生命・医学部門放射線医学研究所
計測・線量評価部長 |
| ●高田 礼子 | 学校法人 聖マリアンナ医科大学
予防医学教室 主任教授 |
| ●高田 千恵 | 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
核燃料・バックエンド研究開発部門
核燃料サイクル工学研究所
放射線管理部長 |

たかはし ふみあき
高橋 史明

国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門
原子力緊急時支援・研修センター
防災研究開発ディビジョン長

たにがわ こういち
●谷川 攻一

福島県ふたば医療センター
センター長・附属病院長
公立大学法人 福島県立医科大学 特任教授
国立大学法人 広島大学 名誉教授

なかむら のぶたか
●中村 伸貴

公益社団法人 日本アイソトープ協会
医薬品部 上級専門職

ほその まこと
●細野 眞

学校法人 近畿大学 医学部
放射線医学教室 教授

まつだ なおき
松田 尚樹

国立大学法人 長崎大学 名誉教授

よこやま すみ
横山 須美

国立大学法人 長崎大学
原爆後障害医療研究所 教授

よしだ ひろこ
吉田 浩子

国立大学法人 東北大学
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
研究教授

(敬称略、50音順)

※所属は令和6年2月14日時点

○ 放射線障害防止の技術的基準に関する法律

(昭和三十三年五月二十一日法律第百六十二号)

最終改正：平成二十九年四月十四日号法律第十五号

(目的)

第一条 この法律は、放射線障害防止の技術的基準の策定上の基本方針を明確にし、かつ、原子力規制委員会に放射線審議会を設置することによって、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「放射線」とは、アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線、エックス線その他電磁波又は粒子線で直接又は間接に空気を電離する能力を有するものをいう。

2 この法律において「放射線障害防止の技術的基準」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）その他の法令に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準をいう。

(基本方針)

第三条 放射線障害防止の技術的基準を策定するに当たっては、放射線を発生する物を取り扱う従業者及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもって、その基本方針としなければならない。

(放射線審議会の設置)

第四条 原子力規制委員会に、放射線審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第五条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、放射線障害防止の技術的基準に関する事項に関し、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）に意見を述べることができる。

(審議会への諮問)

第六条 関係行政機関の長は、放射線障害防止の技術的基準を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

(審議会の組織)

第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は、二年とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長)

第八条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(資料提出の要求等)

第九条 審議会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第十条 前三条に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 放射線審議会令

(昭和三十三年五月二十一日政令第百三十五号)

最終改正：平成二十四年九月十四日政令第二百三十五号

(専門委員)

第一条 放射線審議会（以下「審議会」という。）に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、放射線障害の防止に関し学識経験のある者のうちから、原子力規制委員会委員長が任命する。
- 3 専門委員は、非常勤とする。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第二条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、その定めるところにより、部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから互選された者がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(議事)

第三条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

(庶務)

第四条 審議会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁において処理する。

(雑則)

第五条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

制定 平成 24 年 11 月 7 日 原規監発第 121105001 号 原子力規制委員会決定
 改正 平成 29 年 11 月 22 日 原規放発第 17112214 号 原子力規制委員会決定
 改正 令和元年 6 月 20 日 原規法発第 1906201 号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会が放射線審議会委員の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等を次のとおり定める。

原子力規制委員会

原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について

1. 目的

放射線審議会は、放射線の有害な影響から人と環境を守り、放射線障害防止の技術的基準の斉一を図ることを目的として設置されるものであり、透明性・中立性を保った審議を行う必要があることから、その委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の任命にあたっての要件等を定める。

2. 放射線審議会の委員等の要件

放射線審議会の委員等は、放射線障害防止に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、候補者の選定にあたっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等するにあたって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、委員の候補者の選定にあたって相当の事由があると原子力規制委員会が認め、又は専門委員の候補者の選定にあたって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、この場合については、その事由を公表する。

- ① 原子力事業者（原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者（独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く。）をいう。以下同じ。）の役員又は従業者である者
- ② 原子力事業者の子会社の役員又は従業者である者
- ③ 原子力事業者の団体（電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう。）の役員又は従業者である者
- ④ 原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー（株式会社東芝、株式会社日立製作所及び三菱重工業株式会社をいう。）の役員又は従業者である者
- ⑤ 任命前の 3 年間（3.の自己申告日の属する年度の前の 3 年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいう。以下同じ。）に、①から④までのいずれかであった者（非常勤かつ無報酬であった者を除く。）

3. 自己申告を求め、任命に際して情報公開する事項

放射線審議会の委員等として任命するときは、当該候補者に別添 1 に従い、2.の欠格要件に該当しないこと及び次に掲げる事項について自己申告を求め、その任命後、その情報を公開する。当該任命された者が次年度以降も引き続き在任するときも、同様とする。

- ① 任命前の 3 年間に於いて、同一の原子力事業者等（2.①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいう。以下同じ。）から、1 年度あたり 50 万円以上の報酬等を受領している場合は、その旨及びその支払者
- ② 任命前の 3 年間に於いて、個人の研究又は所属する研究室等に対し、原子力事業者等から寄附等を受けている場合は、その旨並びにその提供者及び金額

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。この規程による改正後の「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」は、施行日後に行う委員等の任命及びこれに係る自己申告から適用し、また、この改正の施行の際現に任命されている委員等に係る自己申告については、平成 30 年度分から適用する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

(別添 1)

原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに
当たっての透明性・中立性の確保に関する自己申告書

申告日： 年 月 日

原子力規制委員会 殿

(所属及び役職)

(氏 名)

「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」に基づく自己申告について

<欠格要件について>

- 「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 2.①から⑤までのいずれにも該当しません。

<報酬等の受領の有無等について>

- (A) 「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3.①及び②のいずれにも該当しません。
- (B) 「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の 3.①又は②のいずれかに該当します。

(備考)

1. 上記の該当する□にチェックしてください。
2. (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容を記入の上、提出してください。
3. 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当することになった場合には、その時点で改めて自己申告書及び様式1を記入の上、提出してください。
4. 任命後、自己申告書及び様式1に記載された情報(3により追加提出されたものを含む。)は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)の不開示要件に該当するものを除き、公開の対象とします。
5. なお、自己申告書及び様式1については、年度ごとに提出をお願いします。
6. 氏名欄は、タイプによる印字等で記名してください(署名・押印は必要ありません。)

(様式1)

申告日： 年 月 日

原子力事業者等からの報酬等に関する申告

- ① 任命前の3年間※1における同一の原子力事業者等※2からの1年度あたり50万円以上の報酬等※3の受領の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度
<input type="checkbox"/> 有		年度
<input type="checkbox"/> 無		

- ※1：「任命前の3年間」とは、自己申告日の属する年度の前の3年度及び当該申告年度の申告日までの期間をいいます。
※2：「原子力事業者等」とは、「原子力規制委員会が放射線審議会の委員等の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について」の2.①の「原子力事業者」、②の「子会社」、③の「団体」及び④の「原子炉設備メーカー」をいいます。
※3：「報酬等」には、名目の如何を問わず、同一の原子力事業者等から個人として受領する講演、原稿の執筆、技術支援及び外部有識者会議への参加等により得られる報酬などが含まれます。

- ②-1 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附※4の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	提供年度	研究テーマ名 ※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		年度			
<input type="checkbox"/> 無					

- ②-2 任命前の3年間における個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究※6の有無について

該当の有無	原子力事業者等の名称	実施年度	契約形態	研究テーマ名 ※5	使途	金額
<input type="checkbox"/> 有		年度	<input type="checkbox"/> 委託・請負			
<input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 共同研究			

- ※4：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附」には、研究室等に所属する他の研究員宛ての奨学寄附金は含まれません。
※5：「研究テーマ名」について情報公開法上の不開示要件に該当することから不開示を希望する場合は、その理由を申告してください。その場合は、当該理由を公表します。
※6：「個人の研究又は所属する研究室等に対する原子力事業者等からの委託・請負事業、又は原子力事業者等との共同研究」に係る金額には、申告者が研究代表者等として行う研究費について、原子力事業者等以外の機関等を経由して間接的に得る研究費も含まれます。なお、国の研究の一部として行われる研究事業は含まれません。

(様式内に収まらない場合には、別葉に御記載願います。)

最近の放射線審議会の答申及び意見具申

平成 23 年 3 月 14 日

- ・ 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等に関する技術的基準について（答申）
- ・ 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 23 年 3 月 16 日

- ・ 平成 23 年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 23 年 12 月 13 日

- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法の規定に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（答申）
- ・ 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 23 年 12 月 22 日

- ・ 人事院規則 10-13（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染等のための業務等に係る職員の放射線障害の防止）等の制定に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の策定について（答申）

平成 24 年 2 月 16 日

- ・ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件について（答申）
- ・ 水道法に規定する衛生上必要な措置等に関する水道水中の放射性物質の目標の設定について（答申）

平成 27 年 7 月 30 日

- ・ 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定等に基づく放射線障害の防止に関する技術的基準等の策定について（答申）
- ・ 電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正等について（答申）
- ・ 人事院規則 10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

平成 28 年 2 月 5 日

- ・ 放射性医薬品の製造及び取扱規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

平成 29 年 7 月 21 日

- ・ 獣医療法施行規則第 10 条の 4 第 3 項の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の一部改正について（答申）

平成 30 年 3 月 2 日

- ・ 眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）

令和元年 12 月 23 日

- ・ 人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）
- ・ 放射性医薬品の製造及び取扱規則及び放射性物質の数量等に関する基準の改正について（答申）
- ・ 国際放射線防護委員会の勧告（組織反応に関する声明）の取り入れ等に関する獣医療法施行規則等に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 船員電離放射線障害防止規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の規定に基づく眼の水晶体の等価線量限度に関する基準の策定について（答申）

令和 2 年 1 月 24 日

- ・ 医療法施行規則及び関係告示の改正について（答申）
- ・ 電離放射線障害防止規則及び電離放射線障害防止規案則第 3 条第 3 項並びに第 8 条第 5 項及び第 9 条第 2 項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の改正について（答申）

令和 2 年 7 月 17 日

- ・ 鉱山保安法施行規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 第 1 項の規定に基づく放射性物質の放射能濃度の確認に関する技術的基準について（答申）

令和 2 年 10 月 23 日

- ・ 放射性物質の輸送に関する国際原子力機関の安全要件の取入れにおける原子力規制委員会告示に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）
- ・ 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1094 号）に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（答申）

令和3年2月26日

- ・平成12年科学技術庁告示第5号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）に係る放射線障害防止に関する技術的基準の改正について（答申）

令和4年2月22日

- ・医療用エックス線装置基準及び医療法施行規則の改正について（答申）
- ・獣医療法施行規則の改正について（答申）

令和 5 年度（令和 6 年 2 月 14 日時点）の放射線審議会の開催状況

1. 開催実績

●放射線審議会第 159 回総会（令和 5 年 7 月 28 日）

- (1) 会長の選任及び会長代理の指名
- (2) 我が国で実施された屋内ラドンに関する調査を踏まえた屋内ラドンへの対応の在り方について
- (3) ICRP2007 年勧告の取り入れ（実効線量係数等）の今後の進め方について
- (4) 放射線防護に係る国際動向について
- (5) その他

●放射線審議会第 160 回総会（令和 5 年 12 月 7 日）

- (1) 眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係るフォローアップについて
-医療従事者の被ばく低減に向けた取組と被ばく線量の状況について-
- (2) 実用量の新たな定義の概要及び取り入れに当たっての課題等について
- (3) 屋内ラドンの今後の検討の進め方について
- (4) 第 7 回 ICRP 国際シンポジウムの報告
- (5) その他

2. 概要

放射線審議会総会は、令和 5 年度に 2 回開催され、調査及び審議¹が行われた。その概要は以下のとおり。なお、諮問・答申及び意見具申は行われなかった。

- (1) ICRP（国際放射線防護委員会）2007 年勧告の国内制度等への取入れ（実効線量係数等）の今後の進め方について

平成 30 年以降に開催された放射線審議会において、ICRP2007 年勧告の国内制度等への取入れ状況に関し具体的な取組を行った上で必要に応じて検討することとされた

¹ 平成 29 年 4 月の放射線障害防止の技術的基準に関する法律の改正により、放射線審議会の所掌事務に、主体的な調査審議・意見具申を行う機能が追加され、国際的な知見の取り入れについて自ら調査し、関係行政機関に提言を行うことで最新知見の取り入れを促進できるようになった。

3つの事項²の1つである「実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方」については、令和2年1月に中間的な取りまとめが示されている。

これを踏まえ、第159回総会（令和5年7月）において、実効線量係数等に関するICRP2007年勧告の取り入れに際して改正が必要となりうる法令や基準値等の整理及びICRP1990年勧告との差異について事務局から報告し、今後のICRPから公表されるEIR（公衆の構成員による放射性核種の摂取）シリーズの動向等を踏まえ、より詳細な整理を行い、具体的な検討の進め方を審議することとされた。

また、実用量については、第159回総会（令和5年7月）において、国際機関等の動向を把握するとともに、原子力規制庁の委託事業で実施している事業³の成果を把握することとされ、第160回総会（令和5年12月）において、産業技術総合研究所からそれらが報告され、取り入れに当たっての課題等について議論が行われた。

（2）我が国での屋内ラドンへの対応の在り方について

ラドンを含む自然起源放射性物質への対応については、近年の検討や動向をフォローアップする目的で令和3年度より放射線審議会でも本格的な検討が開始された。

第159回総会（令和5年7月）では、事務局から我が国における過去の屋内ラドン濃度に関する大規模調査の内容を紹介し、我が国の屋内ラドン濃度がおおむね低値であったことなどを報告した。

この状況を受け、第160回総会（令和5年12月）では、屋内ラドンの放射線防護の在り方について、正当化の観点から検討を行う方向性が示され、検討を行うに当たって必要な情報（国内状況や諸外国の動向など）を収集していくこととされた。

（3）放射線障害防止の技術的基準に関する国際動向について

第159回総会（令和5年7月）において、UNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）、ICRP、IAEA（国際原子力機関）等の機関における刊行物及び会議の内容について事務局から報告した。また、第160回総会（令和5年12月）において、第7回ICRP国際シンポジウムの開催内容について報告された。

² 3つの事項

①女性の放射線業務従事者に対する線量限度・測定頻度（「妊婦である放射線業務従事者に対する線量限度」を含む）、②放射線業務従事者に対する健康診断、③実効線量係数・排気中または空気中の濃度限度・廃液中または排水中の濃度限度等、実効線量の使い方

³ 令和4年度事業では国家計量標準機関及び二次標準機関において、新たな実用量に対応した校正・試験場を開発するために、各校正・試験場の線量換算係数の評価、方向特性試験の開発、トレーサビリティ確保に関する検討を実施した。

(4) 眼の水晶体の等価線量限度の見直しに係る対応について

第160回総会（令和5年12月）では、令和元年度の眼の水晶体の等価線量限度の見直しのための国内関連法令の改正に係る諮問の審議において、医療法施行規則及び電離放射線障害防止規則等に係る諮問に対して答申の際に意見が付帯⁴されていることを踏まえ、第154回総会（令和3年10月）、第157回総会（令和4年11月）に引き続き、厚生労働省が令和4年度に実施した令和3年度の電離健診対象事業場（電離放射線健康診断結果報告書を労働基準監督署へ提出した実績のある医療機関が対象）に対する自主点検の概要を中心とした当該付帯事項の対応状況について、厚生労働省から報告された。報告を踏まえ、線量管理を徹底させるために厚生労働省が実施している取組や経過措置期間中の被ばくの状況等について引き続き報告されることとなった。

⁴ 付帯された意見の内容

○医療機関の放射線業務従事者の線量管理を徹底させるため、必要な措置を講じること。

○眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置期間中（令和5年3月31日 まで）の被ばくの状況等を把握し、当審議会に報告すること。

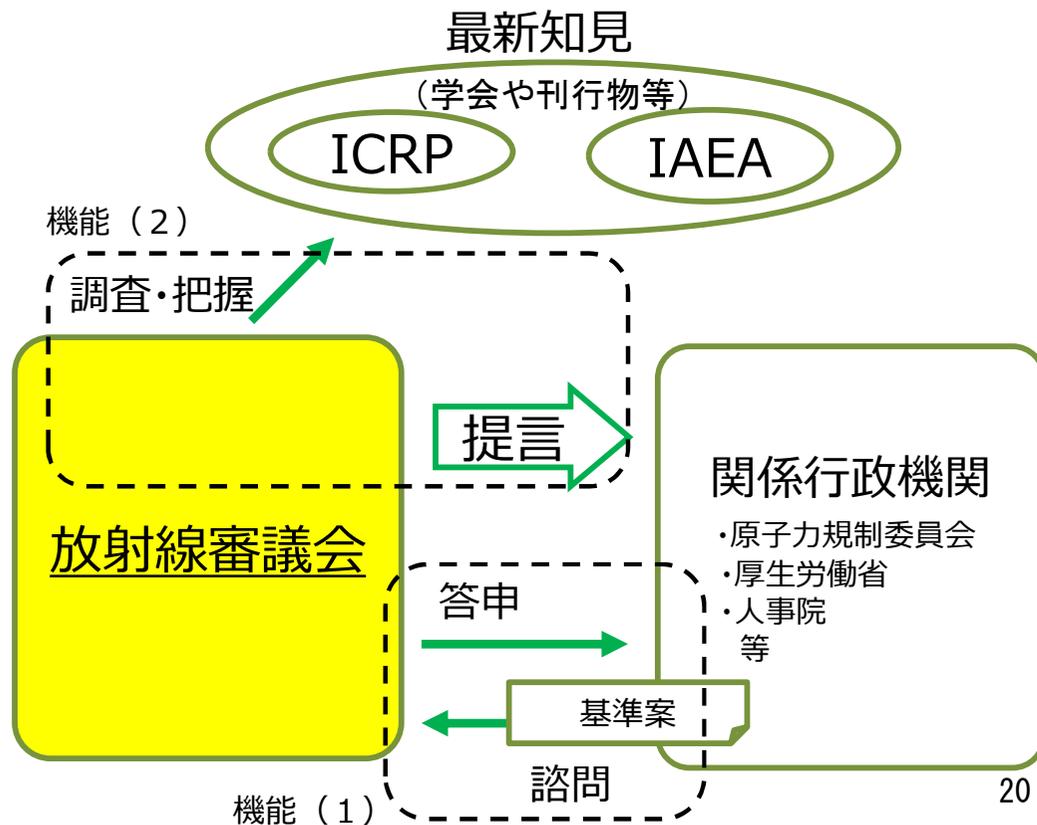
<概要>

○各種法令が定める線量限度等の放射線障害の防止に関する基準について、基準どうしが技術的に揃ったものとするを目的に原子力規制委員会に設置されている審議会

※詳細は「放射線障害防止の技術的基準に関する法律」や「原子力規制委員会設置法」を参照

<機能>

- (1) 関係行政機関から放射線障害の防止に関する基準案について諮問を受け、答申を行う
- (2) 自ら調査審議を行うとともに、必要に応じて関係行政機関の長に意見を述べる



放射線審議会の(近年の)主な活動実績

機能(1)

- 関係行政機関からの諮問に対して答申
(例：平成30年6月から令和4年3月までの間に15件)

機能(2)

- 「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応」(放射線防護に関する基本的な考え方を整理し、関係行政機関が技術的基準を策定する際などに留意すべき事項を取りまとめたもの)の作成
(平成30年3月作成、令和4年2月改訂)
- ICRP2007年勧告の国内法令への取入れについて中間報告書を取りまとめ
- 眼の水晶体に係る線量限度等の放射線防護について意見具申
- IAEAやICRP等の放射線防護に関する最新の国際動向・科学的知見の収集を実施

など